

第七条 課税物品を内容とする郵便物（閏税率法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合は、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵便株式会社を経て当該郵便物の宛人に通知しなければならない。

付すること)を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。
第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定の適用を受ける場合には、国税通則法第三十四条の三第一項（第二

項（郵便物の内国消費税の納付等）と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、「同法第七十七条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、同条第四項中「前項の規定によ

課税標準又は税額を減額する第四項の更正（課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。）について、関税法第八条第四項ただし書（賦課課税方式による関税の確定）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定（同法第三十三条第四項（賦課決定の所轄庁等）の規定の適用を受けるものを除く。）について、それぞれ準用する。（郵便物の内国消費税の納付等）

より税務署長が徵収するものとされているもの（を除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徵収）の規定により税務署長が徵収するものとされていいるものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付

8 第三章第一節の規定は、適用しない。
とができる。この場合においては、国税通則法
関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から
第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付
委託等）の規定は、第六項又は前項の規定に
より郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便
株式会社に委託する場合について準用する。こ
の場合において、同法第七十七条の二第二項中
「前項」とあるのは、「輸入品に対する内国消費
税の徴収等に関する法律」第七条第六項又は第七

6
閑税法第七条の十四第二項（修正申告）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、閑税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について、閑税法第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする

い、この場合（当該郵便物を受け取る時までに
その内国消費税を納付する場合に限る。）において、國税通則法第三十四条第一項（納付の手続
行（國税の収納を行う代理店を含む。）又はそ
の國税の収納を行う税務署の職員」とあるのは
「日本銀行（國税の収納を行う代理店を含む。）
」と、「又は財務省令で定めるところによりあ
らかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で
定める方法により納付すること（自動車重量税
（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九
号）第十四条（税務署長による徴収）の規定に

に対する国税通則法第三十五条第三項（申告納稅方式による国税等の納付）の規定の適用については、同項中「限る。以下この項において同じ」とあるのは「限る」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は同条第一項若しくは第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税であつて、当該一月を経過する日がその納付の基準となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同法第二条第二号に規定する課税物品をいう。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日）」とする。

2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。
3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又はその内国消費税の納付を次項若しくは第五項の規定により納付受託者（国税通則法第三十四条の四第一項（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に委託し、若しくは第六項若しくは第七項の規定により日本郵便株式会社に委託しなければならぬ。

号に係る部分に限る。) (納付受託者に対する納付の委託) の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

5 第二項の郵便物 (関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の第三第一項 (第二号に係る部分に限る。) の規定により納付受託者にその納付を委託することができる。

6 第二項の郵便物 (関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項 (郵便物に係る関税の納付委託) の規定の適用を受ける場合に、第一項の規定に規定する免

りその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項(郵便物の内国消費税の納付等)」と読み替えるものとする。

第一項の郵便物の宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国合直通手形(以下これを「代用券」とい

式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託すること

（公売又は売却等の場合における内国消費税の
徴収）
第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号
（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ
。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に
該当することとなつたときは、税關長は、当該
の関税の納付等）の規定は、第一項の郵便物の
名義人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受
け取らうとする場合について準用する。

6 総合問題(二)の操作(手順)の並び(手順番号)
る。
第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、そなえつけをもつてしば

第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定によつて該郵便物に係る内国消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定とみなす。知書とみなす。

号に係る部分に限る。) (納付受託者に対する納付の委託) の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

第二項の郵便物 (関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の第三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により内寸受託者にその内寸を委託することができ

りその例によるものとされる国税通則法」とあ
るのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあ
るのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に
関する法律第七条第六項又は第七項」と、同法
第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵
便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸
入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
第七条第六項又は第七項(郵便物の内国消費税
の納付等)」と読み替えるものとする。

各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一 関税法第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての閑税の徴収）の規定により税関長が期間を定めて行う課税物品の搬出その他の処置の求めに対して、当該期間内に当該処置がされない場合（当該課税物品の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税関長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）保税

（公売又は売却等の場合における内国消費税の
名義人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受
け取らうとする場合について準用する。）

第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定によつて該郵便物に係る内国消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定とみなす。知書とみなす。

りその例によるものとされる国税通則法」とあ
るのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあ
るのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に
関する法律第七条第六項又は第七項」と、同法
第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵
便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸
入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
第七条第六項又は第七項(郵便物の内国消費税
の納付等)」と読み替えるものとする。

置貨物)において準用する場合を含む。)の規定により公売に付され、又は売却される場合(当該公売又は売却の際ににおける当該物品の所有者)。

四 関税法第九十七条第二項(税関職員以外の公務員による外国貨物の処分)の処分がある場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。)当該処分により当該物品を取得する者(政令で定める者を除く。)

五 関税法第一百八条第一項第一号(犯罪貨物の没収等)の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合(当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。)当該犯罪貨物等の所有者。

六 関税法第一百十八条第六項(犯罪貨物の没収等)の規定に該当する場合 同項に規定する犯人

七 関税法第一百三十四条第一項(領置物件又は差押物件の返還等)の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合 その還付を受けるべき者(内国消費税が納付されいないことを知らないで当該物品を持することとなつたと認められる者を除く。)

2 関税法第十四条の五(換価代金からの充当又は徴収の特例)及び第九十七条第四項(関税の賦課手続の調整)、同法第一百八条第七項(犯罪貨物等に係る関税の徴収)及び第一百三十四条第七項(領置物件に係る関税の徴収)において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合について準用する。

(輸入の許可前における引取り)

3 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合 同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

2 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

3 第十条 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者)の保税工場に係る保税作業

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料とした製品で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十二条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)を受けて引き取られた者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

するもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場又は総合保税地域における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油石炭税法第三条に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなされるものであり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

9 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保税工場の許可を受けた者又は保税作業を総合保税地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

10 第一項又は第二項の規定に該当する消費又は使用をした者は、これらの規定に規定する消費又は使用をした課税物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌月末日までに、当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

11 第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、第三項の規定による確認を受けた者又は第四項の税關長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに関する実態を帳簿に記載しなければならない。

12 第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

13 第七項から第九項までの規定により保稅地域から引き取るものとみなされる課稅物品又は原油等に係る課稅標準の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第七項から第九項までの規定により保稅地域において、關稅法第六十二條の三第一項（保稅展示場に入れる外國貨物に係る手續）又は第六十二条の十（総合保稅地城に外國貨物を置くこと等の承認）の承認を受けて、消費稅法第二條第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合（展示に関連して使用する場合に限る。）には、同法第四條第六項本文（課稅の対象）の規定は、適用しない。

2 保稅展示場又は総合保稅地城に入れられた前項の課稅貨物が、關稅法第六十二条の五（保稅展示場における使用的許可）（同法第六十二条の十五（総合保稅地城）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保稅展示場又は総合保稅地城以外の場所で使用される場合には、同法第六十二条の五の規定により指定された場所に出されている当該課稅貨物は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお當該保稅展示場又は総合保稅地城にあるものとみなして、消費稅法及びこの法律の規定を適用する。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 稅關長は、關稅法第六十二条の四第二項（販売物品についての担保の提供）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により保稅展示場又は総合保稅地城に入れられた外國貨物である課稅物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内國消費稅の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならぬ。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

第十六条の三 内國消費稅を納付して輸入された課稅物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税關長に届け出たものであつて、その輸入時の性質及び形状が変わつていないものの本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認をは、政令で定める。

（保稅展示場における使用等の特例）

受けたときは、一年を超えて税関長が指定する期間)以内に輸出されるもの(たゞこの税法第十五条第一項(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこの税の還付)の規定の適用を受けるものを除く)である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるることとなるものについては、その延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていいものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき(たゞこの税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く)は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるとところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

4 第一項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用しない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)

第十七条 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときに限る)は、当該物品がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超えて一年以内において税関長

が指定する期間。次項において同じ。) 以内に保稅地域(關稅法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税關長が指定した場所を含む。(以下この条において同じ。)に入れられたもの(たばこ稅法第十五条第一項(課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ稅の還付)の規定の適用を受けるものを除く。)である場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付する。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる物品

二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販賣の方法により販売されたものであつて品質等が該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められるもの

三 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる物品

前項に規定する物品を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保稅地域に入れ、あらかじめ税關長の承認を受けて廃棄したとき(たばこ稅法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)は、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

3 消費稅法等の規定により内國消費稅の納期限が延長された課稅物品でその内國消費稅が納付されていないもののうち、当該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内國消費稅額に相当する金額は前二項の規定による還付があつたものとみなして、消費稅法等及びこの法律の規定を適用する。

4 特例申告に係る課稅物品のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質

及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出する場合に限る。)において、当該課税物品が当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れられたもの(たゞ二税率法第五十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)であり、かつ、当該課税物品を当該特例納税申告書の提出前に輸出されたときは、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課さるべき内国消費税額から控除することができる。

期限前である場合には、当該法定納期限」とあるのは、「関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

2 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく関税法第八条第三項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第三十二条第二項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき消費税(当該消費税による更正税を含む。)の額が或れこれ

3
国消費税に対する国税通則法第六十八條（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書若しくは同条第八項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつたとき」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「期限後申告書若しくは修正申告書の提出」とあるのは「修正申告書の提出又は告知（第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（内税の告知）の規定による内税の告白）」とある。

6

第一項及び第二項の規定に付する還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

暫定措置法第十二条の一（更正の請求の特例）の規定により行う関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正により納付すべき消費税の額が減少したことにより国税通則法第二十一条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求に基づくものを除く。）により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する要

第十九条 保税地域から引
(過少申告加算税等の特例)

き取られる課税物品

「更正」と「期限後書」とあるのは「修

「修正申告書」と、「期限後申告書」

翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日から起算して一日を経過する日とのいずれか早い日とする。
(引取りに係る内国消費税の延滞税の免除)

書」とする。
2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内
国消費税に対する国税通則法第六十六条（無申
算算税）の規定の適用については、同条第一項
中「期限後申告書又は第二号」とあるのは
「第二号」と、「更正又は決定並び」とあるのは
「第二号」と、「更正又は決定並び」とあるのは

書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とある。

第二十一条 關稅法第十二条第一項（延滯稅）（同法第十三条の二（過大な払戻し等に係る關稅額の改定）の規定によるもの）に依る。

四条（更正）又は第三十六条（再更正）の規定による更正（同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求に基づくものを除く。）により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告による課税物品を除く。以下この条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告

「更正」と、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」とあるのは「同号」と、同条第七項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

法人が第十条第三項（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により課税物品に係る内国消費税を納める義務を負うこととなつた場合について、同法第七十七条（税関長の権限の委任）の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限を行使する場合について、

二 略 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第

二条第一項、第六条の二第一項第一号及び第八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第九条の三及び第十条第二項の改正規定、同法第十一条の前に節名を付する

改正規定、同条第一項及び第七項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十七条第五項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六条から第十条までの規定 平成九年十月一日

第七条 法律の一部改正による経過措置
法律の一部改正による改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十九条の規定は、平成九年十月一日前に保税地域から引き取られた同法第二条第二号に規定する課税物品（以下「この条において「課税物品」といふ）（同条ノ二後二行を除く）を除く他の物品ごとく（同条ノ二後二行を除く）

(同日以後に引き取られる詰和物品でその輸入申告を(同法第三条第一号に規定する輸入申告をいう。)が同日前にされたものを含む。)に係る同法第二条第一号に規定する内国消費税については、適用しない。

附則（平成一〇年三月三一日法律第二六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(輸入品に対する国際競争の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

る内国消費税の徵収等に関する法律第十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧関税法第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物（この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項（旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定による税関長の承認を受けているものを除く。）を原料又は材料の全部又は一部として製造された製品については、適用しな

附 則（平成二年三月三一日法律第二
六号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第

七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とする改正規定、同法第五条の二とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五十五条の改正規定、同法第一百三十三条の二を同法第一百三十三条の三とし、同法第一百三十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（第一百三十三条の二）を「第一百三十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百三十三条の三」に、「第六号まで（許可）を「第七号まで（許可）に改める部分に限る。」第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

第三十項（相殺閑税の還付）、第八条第一項
若しくは第三十三項（不当廉売閑税の還付）又
は第九条第九項（暫定緊急閑税の還付）の規定
による閑税額の還付があつた場合についても適用
する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律)の規定
の規定 公布の日
第二十六条 課税物品を内容とする郵便物であつて施行日において名で人が受け取つていなければ、(以下この条において「受取前郵便物」といいう。)について第百六十二条の規定による改正等による法律(次項において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税關長が郵便官署と逕に

第一項の規定により郵便長が郵政官署を経て
發した通知は、当該税関長が該受取前郵便物
について第百六条の規定による改正後の輸入
品に対する内国消費税の徵収等に関する法律
(次項において「新法」という。)第七条第一項
の規定により公社を経て發した通知とみなす。
受取前郵便物について旧法第七条第二項の規
定により郵政官署がした送達は、当該受取前郵
便物について新法第七条第二項の規定により公
司を経て發した通知とみなす。

社がした送達とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二年二月三日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、行政手続等における情報通
(施行期日)

信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一条（地方税法第百五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る）、第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法第一百五十二条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る）第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第一百五十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る）、第二十二条から第二十四条まで、第三十七条（閑院法第九条の四の改正規定に限る）、第

(同種税額の四分の一の改正規定に付し、第三十九条第一項の改正規定に限る)、第四十五条、第三十八条、第四十四条(国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る)、第四十六条、第四十八条(自動車重量税法第十条の次に二条を加える改正規定に限る)、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
ト イからへまで 略
ト 第九条中「石油脱法の頭名の文正規定、同

3 前条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日法律第一

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一一月二五日法律第
一四二号）抄

施行期日（第一條）この法律は、經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一二号）抄
（施行期日）

三十七条の前に一条を加える改正規定、同法第一百三十八条第一項の改正規定並びに同法第五百三十七条の改正規定、同法第一百四十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一項、第五项及び第六项、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五项の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十二条及び附則第十二条の規定 平成十七年十月一日

第一條 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行期日)
一〇二号抄

第八十九条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名あて人が受け取つてないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について第五十九条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(次項において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税関長が旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について第五十九条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

第二百一十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定並に、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便物について新法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百一十八条 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により旧公社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

第九十条から第九十三条までの改正規定、同法
第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一
項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一
条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一
項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号
の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加
える改正規定、同法第一百一章に一節を加える改
正規定（第一百七十六条の五に係る部分に係る）
、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並び
に第一百九十六条の改正規定（第二号を削る部
分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改
正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会
社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条及
び第六条の規定、附則第三十八条の規定（郵
政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第
二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七
十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の前
見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定
並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規
定を除く。）、附則第四十条から第四十四条まで
の規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成
十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七
十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第
四十七条の規定は、公布の日から施行する。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつて
この法律の施行前に宛宛人が受け取つてない
もの（以下この条において「受領前郵便物」とい
う。）第七条第一項の規定により税関長が郵便
事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長
が当該受領前郵便物について附則第十三条の規
定による改正後の輸入品に対する内国消費税の
徴収等に関する法律（以下この条において「新
法」という。）第七条第一項の規定により日本
郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規
定により郵便事業株式会社がした送達は、当該
受領前郵便物について新法第七条第二項の規定
により日本郵便株式会社がした送達とみなす。

3 郵便物に係る国内消費税を納付しようとする
者が、旧法第七条第四項又は第五項の規定によ
る。

り当該内国消費税の税額に相当する金額を郵便
事業株式会社に交付し、その納付を委託したと
きは、新法第七条第四項又は第五項の規定によ
り当該内国消費税の税額に相当する金額を日本
郵便株式会社に交付し、その納付を委託したも
のとみなして、同条第六項及び第七項の規定を
適用する。

4 旧法第七条第六項において準用する附則第二
十八条の規定による改正前の関税法第七十七条
の五第一項の規定による税關長の郵便事業株式
会社に対する求めは、新法第七条第六項におい
て準用する附則第二十八条の規定による改正後
の関税法（以下この項において「新関税法」と
いいう。）第七十七条の五第一項の規定による税
關長の日本郵便株式会社に対する求めとみなし
て、新法第七条第六項（新関税法第七十七条の
五第二項の規定を準用する部分に限る。）及び
第二十四条（第一号に係る部分に限る。）の規
定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定
する規定にあっては、当該規定）の施行前に
した行為及びこの附則の規定によりなお從前の
例によることとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお從前の例による。

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する
経過措置を含む）は、政令で定める。

1 (施行期日) **附 則 (平成二七年三月三一日法律第九
号) 抄**

(施行期日) この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 (施行期日) **附 則 (平成二六年三月三一日法律第一
号) 抄**

(施行期日) この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

3 次に掲げる規定

イからハまで 略

二 第六条の規定（同条中国税通則法第三十
四条の三の改正規定、同法第三十四条の五
の改正規定及び同法第七十四条の二の改正
規定を除く。）並びに附則第五十四条、第
一百五十四条から第一百五十六条まで及び第百
六十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律（附則第一号各号に掲げ
る規定にあっては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお從前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお從前の例によ
ること。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ
に関する包括的及び先進的な協定が日本国につ
いて効力を生ずる日（第三号において「発効
日」という。）から施行する。

(施行期日)

イからハまで 略

一 一〇八号 (平成二八年二月一六日法律第四
号) 抄

(施行期日)

一 一〇八号 (平成二九年三月三一日法律第四
号) 抄

(施行期日)

